

2024年度
全国統一要約筆記者認定試験
筆記試験 問題用紙

2025年2月16日（日）

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収します。メモなどを消す必要はありません。

I-1 次の各問いの二つの文の正誤について、適切な記号を記入しなさい。

- (1) a オーディオグラムの横軸は周波数を表し、単位はヘルツである。
b オーディオグラムには、検査周波数の聴力レベルを右耳は○、左耳は×で書き入れる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a 耳小骨は二つの小さな骨からなり、鼓膜の振動を効率良く内耳に伝える。
b 後迷路に障害があると、聴力レベルに関わらずことばの弁別が悪くなる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a 聴覚閾値からちょうどよい大きさに感じるまでの幅をダイナミックレンジという。
b 音の振動の伝わりにくい伝音難聴では大きい音に対する抵抗力が低下する(補充現象)。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (4) a 軽度難聴では声が小さいと聞き取れないことが多い。
b 中等度難聴では普通の会話が聞きづらくなる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 口話は読話と発語(発声)を中心とした意思伝達方法のことである。
b 中途失聴・難聴者には、日本語を話さずに使える日本手話が使いやすい。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文の()にあてはまる数字またはことばを記入しなさい(①～⑧および⑩には数字、⑨にはことばが入る)。

- (1) 身体障害者手帳の等級を決めるための(①)分法による算出では、(②)Hz、(③) Hz、(④)Hzの聴力レベルを用いる。
- (2) 身体障害者福祉法別表の二に掲げられている聴覚障害の認定基準は、
1 両耳の聴力レベルがそれぞれ(⑤)デシベル以上のもの。
2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの。
3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が(⑥)%以下のもの。
と定められており、上記の1と2は(⑦)級、3は(⑧)級に該当する。
- (3) (2)の1に該当する平均聴力レベル(⑤)～90デシベル未満の難聴は、難聴の程度の表現では(⑨)難聴に相当する。
- (4) 身体障害者福祉法の聴覚障害の認定基準には当てはまらないものの中途失聴や高齢難聴により日常的に聞こえに不自由を感じている人の数は、手帳交付者推計数約32万人(厚生労働省『平成23年生活のしづらさなどに関する調査』)をはるかに超え、(⑩)万人から800万人と言われている。

I-3 次の文の()に適切なことばを書きなさい。

聴覚補償にとっての段差となる「(①)」や「(②)」の問題を解決する一つの方法に、「補聴援助システムの活用」がある。

(③)は、マイクからの音声を電氣的にループに流すことによって電磁波を生じさせ、その電磁波が補聴器の(④)で捉えられて、音声だけが増幅され、聞き取りやすくなるものである。(③)は他の部屋と混信することがある。

赤外線補聴援助システムは、マイクの音声を赤外線信号に換えて伝えるシステムで、赤外線は光なので壁越しに混信する心配がないが、逆に日光の強く当たるところでは使えない。

(⑤)システム・(⑤)補聴器は、マイクの音声を(⑤)電波で(⑤)受信機能を持った補聴器や人工内耳に直接伝え、専用のマイクさえあればどこでも簡便に使用できる。

I-4 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 外耳道の共鳴によって250～2000Hzの音が増幅され、母音が聞き取りやすくなる。
- (2) 蝸牛の中はリンパ液で満たされており、リンパ液の振動を有毛細胞が感知して、電気信号に変換する。
- (3) 聴力の低下は耳鳴りを伴うことが多いが、難聴が重度になるほど無音状態となるため耳鳴りも聞こえなくなる。
- (4) 中途失聴者では、「聞こえる世界」と「聞こえない世界」の両方を経験することになり、障害受容が課題となることがある。
- (5) 補聴器は、音を電氣的に増幅して難聴による聞こえにくさを補う機械で、一人一人の聴力に合わせて調整することで効果を発揮する。
- (6) 人工内耳の基本構成は、体外装置(マイク)と体内に埋め込まれる装置(スピーチプロセッサと電極)に分かれる。
- (7) 補聴器や人工内耳の効果が得にくい環境の一つが、多人数での会話であるので、誰が話しているのか難聴者が掴めるように工夫する。
- (8) 筆談は話をする人が、自分の発言したいことを書き、コミュニケーションをはかる手段であるので、必ず筆記用具が必要である。
- (9) 平成18年度の「身体障害児・者実態調査」によれば、聴覚障害者のコミュニケーション手段では、「筆談・要約筆記」が「補聴器や人工内耳等の補聴機器」の使用に次いで2番目に多かった。
- (10) 全難聴を中心としたデシベルダウン運動は、身体障害者福祉法の聴覚障害の認定基準を引き下げるように求める運動である。

Ⅱ-1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 日本国憲法のなかで最も重要な価値は、憲法13条前段で「すべて国民は、個人として尊重される」と定められた「個人の尊重」である。
- (2) 憲法14条に定められた「法の下での平等」は、相対的平等であり、たとえば、男女間の肉体的差異を考慮して勤務時間に差異を設けたりするように、その差別が社会通念上合理的であれば許される。
- (3) 社会福祉の社会的機能とは、一人一人の国民に果たす機能であり、福祉ニーズに働きかけて自己実現や社会参加を目指す機能である。
- (4) 障害者の権利宣言では、「『障害者』という言葉は、先天的な身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する」とされている。
- (5) 2003年度から実施された障害者福祉分野での支援費支給方式は、従来の措置制度から、利用者がサービスを選択して契約するシステムへの変更であった。
- (6) 身体障害者福祉法は、1949年の制定当初より、「更生」（リハビリテーション）をキーワードとしながら、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進する」という理念を掲げていた。
- (7) 障害者虐待防止法は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報する努力義務を課した。
- (8) 傾聴とは、人の話をただ受身的に「聞く」のではなく、注意を払って、より深く、丁寧に耳を傾け、その人の語りを積極的に「聴く」ことである。
- (9) エンパシーとは、相手が自分と違う他者であることを前提に、「もし私が相手の立場だったとしたら、どう思うだろう」などのように、冷静で理知的に理解することである。
- (10) 援助とは、「ある人の置かれている否定的な状態や状況」（「援助対象」）と、「改善を目指す過程」（「援助過程」）といった二つの要素によって構成されている。

Ⅱ-2 次の文を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 精神的自由権と呼ばれている人権に該当しないのはどれか。
ア 思想・良心の自由 イ 職業選択の自由 ウ 表現の自由 エ 学問の自由

- (2) 国際生活機能分類において、生活機能と障害をとらえた三つの次元に該当しないのはどれか。
ア 能力障害 イ 心身機能・身体構造 ウ 活動 エ 参加
- (3) 福祉三法体制に該当しないものはどれか
ア 児童福祉法 イ 身体障害者福祉法 ウ 老人福祉法 エ 生活保護法
- (4) 要約筆記者に必要とされる心構えに該当しないものはどれか。
ア. 中途失聴者・難聴者のコミュニケーションへの気づき
イ. 要約筆記技術向上へのたゆまぬ努力
ウ. 要約筆記は通訳部分の視点に基づいて行われることへの自覚
エ. 要約筆記は派遣事業の一環として行われているという意識
- (5) 要約筆記者の倫理綱領に該当しないものはどれか
ア. すべての人の尊厳を認め、かけがえのない存在として一人一人を尊重すること
イ. 通訳現場における秘密の保持を絶対の価値とする倫理観を持って行動すること
ウ. 要約筆記による通訳を確実にを行うために、知識、技術の獲得にたゆまぬ努力をすること
エ. 専門職として他の専門職に要約筆記の正しい理解を広め、啓発に努めること

II-3 次の文の()に適切なことばを書きなさい。

- (1) 社会の進展にともなって、憲法の個別規定では十分にまかないきれない人権は、「新しい人権」と呼ばれるが、その根拠となるのが(①)条後段の「生命・自由・(②)追求権」である。
- (2) 憲法25条第2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会(③)及び公衆(④)の向上及び増進に努めなければならない」として国の義務を定めた。
- (3) 介護には、家庭によるケアである「自助」、地域での助け合いである「(⑤)助」、行政による福祉サービスである「(⑥)助」の「三助」があるとされているが、これからは「(⑤)助」に注目し、地域で支え合えるシステムが重要であるとして、「社会(⑦)」の考え方に立った支援が強調された。
- (4) 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「(⑧)的配慮の不提供」という2種類の差別が示され、行政も(⑨)の事業者もこのような差別をしてはならないという法的義務を定めている。
- (5) 障害者権利条約を批准するために「障がい者制度改革推進会議」では、根幹的な法律以外にも、「障害者(⑩)促進法」「精神保健福祉法」「(⑪)後見制度」など、多くの法制度の改正が進んだ。
- (6) 傾聴という姿勢によって、(⑫)と共感といった態度を提示し、それによって良好な(⑬)関係(ラポール)が生まれてこそ、援助対象の共有が行われ、援助活動が始まる。

- (7) 対人援助の専門職には、「知識」「技術」に加えて、「(⑭)」や「(⑮)」と言われるものが不可欠となるのだが、(⑭)とは、援助にかかわるものが大切にしなければならないもの、目標というべきものであり、(⑮)とはこの目標を実現するためのルール、約束事を含めたものである。

Ⅲ-1 次の文の()に適切なことばを書きなさい。

- (1) 中途失聴・難聴者の初期の運動は、悩みや生活上の困難さを分かち合う集まりと、ろうあ運動への参加という二つの相をとり、代表的な親睦団体として(①)と新光会が設立された。
- (2) 要約筆記の三原則での「速く」は、タイムラグを少なくする意識であり、これは(②)の保障と内容を確実にするために重要である。
- (3) 要約技術で「短く表現する技術」には、(③)と(④)の二つの方法がある。
- (4) コミュニケーションは、(⑤)に行われる意図的なものである。
- (5) 情報の伝達場面における「要約」の効果は、「意図の明確化」「伝達の効率化」「情報の(⑥)」である。
- (6) 要約文に表れる表現には、同一表現、類似表現などがある。いくつかの情報が同程度の価値で並んでいるとき、どれかを代表させたり、並列で並べることで短く表現することを(⑦)表現という。
- (7) ノートテイクには個人に対するサポートの面で、(⑧)の理論や技術も必要となる。
- (8) 専門性とは、特定領域の高度な知識、技術、経験を有していることに加え、専門職としての(⑨)も兼ね備えている状態をいう。
- (9) 全難聴の研究事業で示され、要約筆記者養成カリキュラムにも引き継がれた二つの思想とは、「(⑩)」、「通訳としての要約筆記」である。

Ⅲ-2 次の問題を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 1981年の要約筆記奉仕員養成事業開始時の状況として正しいものはどれか。
- ア．同じ年に要約筆記奉仕員派遣事業が開始された
- イ．要約筆記奉仕員認定制度が確立していた
- ウ．約10項目程度の簡単なカリキュラムだった
- エ．障害者自立支援法による位置づけが明確だった

- (2) 2013年度施行の障害者総合支援法における要約筆記の位置づけとして、最も正確なものはどれか。
- ア．第二種社会福祉事業から第一種社会福祉事業に位置づけられた
 - イ．地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業の必須事業となった
 - ウ．要約筆記者養成が市町村の必須事業として位置づけられた
 - エ．地域生活支援事業の意思疎通支援事業の必須事業となった
- (3) 「耳マーク」について、正しいものはどれか。
- ア．聴覚障害者専用の施設であることを示すこと
 - イ．2000年に全難聴で耳マークを制定し、普及運動を実施している
 - ウ．「聞こえない」「聞こえにくい」ことを周囲に知らせ、筆談などの聞こえの保障を求めるためのマーク
 - エ．補聴器・人工内耳の使用を示すもの
- (4) 要約筆記における「概念の再構築」について、正しいものはどれか。
- ア．話し手の発話をそのまま日本語へ変換する作業
 - イ．話し手の内容のエッセンスを保ちつつ受信者が受け止められる言語の形に変える作業
 - ウ．話し手の発話に自分の意見を加えて組み立て直す作業
 - エ．話し手の発言内容を可能な限り要約して短くする作業
- (5) 話しことばの特徴として最も適切はものはどれか。
- ア．話し手は聞き手の脳裏に残そうと大きな声で話す
 - イ．文として完全であり、書きことばと同程度に整っている
 - ウ．常体が使われており、誤りや間違いが許されない
 - エ．即興的・突発的であり、無機能語や言いよどみが多く含まれる
- (6) 要約筆記における「そぎ落とし」の技術について、誤っているものはどれか。
- ア．前置きや挿入句は常に残すべき重要な情報である
 - イ．無機能語や言いさし、言いよどみは削除の対象となる
 - ウ．副詞は話し手の心情を映し出すが、抜いても意図は理解できる
 - エ．類義語での言い換えや繰り返し部分は省略可能である
- (7) コミュニケーションについて述べたことで誤っているものはどれか。
- ア．コミュニケーションの場面では、送り手のメッセージが概念化された原形どおりに受け手に理解されたとき、コミュニケーションが成立したという
 - イ．言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを比較すると、非言語コミュニケーションの比重が重い
 - ウ．コミュニケーションがうまくいかない状態をディスコミュニケーションという
 - エ．コミュニケーションの場面で、送り手から受け手に伝わる回路をコミュニケーションプロセスという

- (8) 派遣の事後処理として誤っているものはどれか。
- ア．情報保障した内容や支援のあり方については要約筆記者同士で振り返る
 - イ．問題がなくても、さらに良くなるよう検討する
 - ウ．現場で起きたトラブルは、守秘義務があるので一切、口外しない
 - エ．不十分な部分があった場合は、どうすればよかったかを考え、次回以降につなげる
- (9) 要約筆記者の対応として誤っているものはどれか。
- ア．利用者の状況に合わせて対応するため、利用経験の有無、会場の状況、その場の人たちとの関係性なども把握して迅速に対応する
 - イ．話し手や周囲の人が利用者や要約筆記者に話しかけてくる場合、依頼された通訳内容の範囲外であれば対応をしない
 - ウ．要約筆記者としてその場にいることを自覚して対応する
 - エ．登録要約筆記者として地域の派遣事業の実施要綱の中で活動する
- (10) 支援者としてふさわしくないのはどれか。
- ア．利用者が置かれている状況やコミュニケーションパターン、能力レベルなどを的確につかむ
 - イ．意思疎通支援のプロとして意図的なコミュニケーションスキルを駆使して支援する
 - ウ．心理的な問題を抱える人には、指示指導的な言動で臨む
 - エ．派遣現場で問題行動やその兆候を感じたら、派遣元に報告する

Ⅲ-3 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 2000年に手話通訳事業が社会福祉法の第二種社会福祉事業として法定化され、要約筆記事業も同様の位置づけとなった。
- (2) 要約筆記の三原則で「正しく」を達成するためのハードルは、「聞き取るとき」「内容をまとめるとき」の2段階があり、特に聞き取りが最も重要である。
- (3) 情報伝達のツールである表記は個別のニーズでとらえ、要約筆記での表記や表出では一定のルールは不要である。
- (4) 要約筆記に適さない音声情報として、原稿の棒読み、要約できない引用（詩歌やせりふ）があり、これらは板書や資料配付などで対応する必要がある。
- (5) 要約筆記者は真の受信者として、コミュニケーション支援を求める目的を受け止め、責任ある通訳をする必要がある。
- (6) 議事録は、語られたことばで事実のみを記述するのであり、自分の主観的な感覚や感情を入れて要約作業を行う要約筆記者には不要な技能といえる。
- (7) 要約の型は大きく分けると骨格法と凝縮法があり、凝縮法による方法では段落ごとの縮小相似形となる。

- (8) 要約筆記では、何を優先して伝えるかは利用者の目的にかなったものという判断をする。
- (9) 要約筆記の全体投影では、一人の人間が全ての役を交代で担うため、チームワークについて全員の考え方が共有されていなくても、担当できる。
- (10) 要約筆記者は、要約筆記者としてその場にいることを自覚し、介助者であることを意識して行動する。

Ⅲ-4 要約筆記者としてとるべき対応を答えなさい。

- (1) PTA役員の新年度初会合でのこと。参加者は7名で要約筆記の利用者は1名、他は健聴者。1時間半の会議で2名派遣。議題は各担当の決定。
利用者は要約筆記には慣れていない。開始前に利用者とともに進行役の人に挨拶をして、要約筆記が通訳であることを説明した。始まると参加者が自由に発言し、利用者は発言することなく、担当が決まってしまう状況になった。

利用者が担当決めに加われるよう、進行役と詳しく打合せをすべきでした。どのようなことが考えられますか。要約筆記は通訳であるという説明以外に4つ書きなさい。

- (2) 企業の採用面接に行くBさんのノートテイクをした。採用担当者は聴覚障害への理解がありBさんも感激していた。後日、駅前でBさんとばったり会った。表情が暗かったのが心配になり「面接結果がどうだったか」尋ねた。

- 1 この対応は適切か不適切か。解答欄に○をつけなさい。
- 2 その理由を30文字以内で書きなさい。
- 3 どうすればよかったかを30文字以内で書きなさい。

Ⅳ-1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、自分の考えや判断などを述べている文を平叙文という。
- (2) 母音とは、呼気をなんの妨害もなく口腔のかたちを変えるだけで発する無声音のことで、標準的な日本語では / a i u e o / の5音がある。
- (3) 言語を他動詞文の主語(S)・目的語(O)・述語の動詞(V)という語順の観点から分類すると、日本語はSOV語である。
- (4) 現代日本語の動詞において、「あるく(歩く)」のように、文の中で働きかける対象としての「～を」を必要としない動詞を自動詞という。

- (5) 「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)の表中には、「挨拶」の二つの漢字は含まれていない。
- (6) 日本語で「やま(山)」という単語は、2音節である。
- (7) 文の構造の観点からみると、「鳥が 楽しそうに 鳴く。」の「楽しそうに」は修飾語である。
- (8) アクセントが単語を単位としているのに対して、イントネーションは文を単位としている。
- (9) 類義語とは、「父、おやじ、とうちゃん、お父さん」のように、意味がほとんど同じか、または似ている単語の仲間のことである。
- (10) 漢字のように、単語あるいは語構成要素を表す文字を、表音文字という。

IV-2 次の文の()に適切なことばを漢字で書きなさい。

- (1) 品詞の中で(①)は、ものごとの動きや存在(ある・いる)、状態などを表し、活用する単語で、一般に「何が どうする」というタイプの述語になることができる。
- (2) 言語として人間が発する実際の音^{オン}のことを(②)という。
- (3) (③)とは、「学校、銀、人間、自然、一、二、三」などのように古い中国から取り入れた単語で、普通、漢字で書く単語のことである。
- (4) 通常、どんな人でも、(④)語彙よりも理解語彙のほうが豊富であるのが普通である。
- (5) ローマ字の表記法については、(⑤)式表記とヘボン式表記があり、「し」を「si」と表記するのが(⑤)式表記、「shi」と表記するのがヘボン式表記である。

IV-3 次の問題を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号、平成22年改正)によれば、「地図」「続く」のひらがな表記は、それぞれ(ア.「ちづ」「つづく」 イ.「ちず」「つづく」 ウ.「ちづ」「つづく」 エ.「ちず」「つづく」)である。
- (2) 単語の位相と呼ばれる現象には、表現主体の違いに起因するものと、それをどのように表現するかという様式の違いに起因するものがある。様式の違いに起因するものとしては、(ア.男性語 イ.幼児語 ウ.学生語 エ.話しことば)があげられる。
- (3) 「太郎が おもしろそうに 本を 読む。」という文で、述語は(ア.太郎が イ.おもしろそうに ウ.本を エ.読む)である。

- (4) 「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号、昭和56年、平成22年に一部改正)によれば、「いちじるしい」「わかやぐ」「おしえご」は、それぞれ(ア.「著しい」「若やぐ」「教え子」 イ.「著い」「若やぐ」「教え子」 ウ.「著しい」「若ぐ」「教え子」 エ.「著しい」「若やぐ」「教しえ子」)と表記されるのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令第1号)」によれば、次のア～エのうち()の表記が望ましい。

- ア. 地球温暖化は、現在の世界において極めて重要な問題の一つとなっています。
したがって、もはやだれであってもこの問題を見無視することはできません。
- イ. 地球温暖化は、現在の世界において極めて重要な問題の一つとなっています。したがって、もはや誰であってもこの問題を見無視することはできません。
- ウ. 地球温暖化は、現在の世界においてきわめて重要な問題の一つとなっています。
従って、もはやだれであってもこの問題を見無視することはできません。
- エ. 地球温暖化は、現在の世界においてきわめて重要な問題の一つとなっています。したがって、もはや誰であってもこの問題を見無視することはできません。